

## 湘南勤労者福祉サービスセンターホームページバナー広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人湘南産業振興財団（以下「財団」という。）が、運営する湘南勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）のインターネット上に公開しているホームページバナー広告掲載について必要な事項を定める。

### (広告の種類及び範囲)

第2条 センターホームページに掲載するバナー広告は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) センターホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと財団が認めるもの

### (広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦71ピクセル×横255ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメ不可）、JPEG、PNG
- (3) 容量 30KB 以内

2 バナー広告にはユーザーの意志に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりする可能性のある表現をしてはならない。

### (広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は財団が別に定める。

### (掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は3か月単位とし、6か月を超えない期間とする。ただし、財団が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は財団が別に定める。

### (広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は類似広告の市場価格等を勘案し、財団が別に定める。

2 第10条に規定する広告主は、前項の規定による掲載料（以下「広告掲載料」という。）を財団の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、センターホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 財団は、公募を行うに当たって、第10条に規定する広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、湘南勤労者福祉サービスセンターホームページバナー広告掲載申込書に第2条及び第3条の規定に基づき作成した広告原案を添えて、財団が指定する期間内に申し込むものとする。

2 広告原案は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第9条 提出された原案について、広告の内容及びデザインについて、センターホームページの信用性等を損なうことのないよう、掲載希望者と財団が必ず協議するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 財団は、第2条及び第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 財団は、掲載希望者の数が、第4条の規定による広告の枠数を超えたときは、先着順に決定するものを除き抽選により決定する。

3 財団は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、湘南勤労者福祉サービスセンターホームページバナー広告掲載等決定通知書により通知する。

(広告内容等の変更)

第11条 財団は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告掲載可の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターホームページへの広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項第2号または第3号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、センターホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により財団に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第14条 掲載期間内に、財団の都合でセンターホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、財団が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第15条 財団は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合において、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告をセンターのホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、財団に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに財団に連絡するものとする。

附 則 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表1（第4、6条関係）

広告の掲載料等

| 会員事業所（1枠 税込み） |        | 一般事業所（1枠 税込み） |         |
|---------------|--------|---------------|---------|
| 1ヶ月           | 1,000円 | 1ヶ月           | 2,000円  |
| 3ヶ月           | 2,500円 | 3ヶ月           | 5,000円  |
| 6ヶ月           | 5,000円 | 6ヶ月           | 10,000円 |

※当サービスセンター加入事業所は、50%引き

# 湘南勤労者福祉サービスセンターホームページバナー広告掲載申込書

公益財団法人湘南産業振興財団

湘南勤労者福祉サービスセンター あて

公益財団法人湘南産業振興財団が定めるホームページバナー広告掲載取扱要綱に同意の上、バナー広告掲載を以下のとおり申し込みます。

申込年月日：           年           月           日

|                      |                    |     |
|----------------------|--------------------|-----|
| 所在地                  | 〒                  |     |
| 名称<br>(法人名・個人名・団体名等) |                    |     |
| 代表者名                 |                    |     |
| 担当者名                 |                    |     |
| 連絡先                  | TEL                | FAX |
|                      | E-MAIL             |     |
| 広告の内容                |                    |     |
| リンク先 URL             |                    |     |
| 掲載希望期間               | 年 月 日～ 年 月 日 (ヶ月間) |     |

※バナー画像はデータにて [info\\_ssc@cityfujisawa.ne.jp](mailto:info_ssc@cityfujisawa.ne.jp) まで送信してください。

(画像サイズ：縦 71 ピクセル×横 255 ピクセル 容量：30KB 以内)

\*湘南勤労者福祉サービスセンター記入欄

|       |                     |       |         |
|-------|---------------------|-------|---------|
| 受付年月日 |                     | 会員区分  | 会員 ・ 一般 |
| 審査結果  | 掲載可 ・ 掲載不可          | 決定通知日 |         |
| 不可の理由 |                     |       |         |
| 掲載期間  | 年 月 日～ 年 月 日まで (ヶ月) |       |         |

|       |        |    |
|-------|--------|----|
| センター長 | G リーダー | 担当 |
|       |        |    |